

市有財産売買契約書(案)

京都市（以下「甲」という。）と ○○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、次に掲げる市有財産（以下「売買物件」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

【土地の表示】

所在地(地番)	区分	実測数量(㎡)	摘要
京都市西京区榎原塚ノ本町1番61	宅地	120.28	建物付

※土地に定着し、又は内在する構造物等一切のものを含む

【建物の表示】

所在地	家屋番号	構造	種類	床面積(㎡)
京都市西京区榎原塚ノ本町1番地61、1番地74	1番61	鉄骨造スレートぶき2階建	会館	1階87.48 2階91.48

（売買代金）

第3条 売買代金は、金【落札金額】円とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除とする。

（売買代金の支払）

第5条 乙は、この契約の締結日と同日に、第3条の売買代金から入札保証金を差し引いた金額を、甲が発行する納入通知書により、一括して甲に支払わなければならない。なお、売買代金の支払いに関する手数料は乙の負担とする。

2 甲は、乙が前項の規定による支払を完了したときは、入札保証金を第3条の売買代金に充当するものとする。

（延滞料）

第6条 乙は、売買代金の支払を遅延したときは、支払期限の翌日から支払った日までの期間の日数に応じ、売買代金の額（1,000円未満の端数があるとき、又はその売買代金の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞料（計算した延滞料の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当分の間、延滞料の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割

合は、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

3 前2項における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（所有権の移転及び売買物件の引渡し）

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金全額の支払を完了したときに乙に移転するものとする。

2 売買物件は、前項の規定により所有権が移転したときに、甲から乙に引渡しがあつたものとする。

（所有権移転の登記）

第8条 乙は、前条第1項の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収証書を甲に提出し、所有権移転の登記を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の登記の請求があつた後、速やかに所有権移転の登記を嘱託するものとする。

3 前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

（契約不適合責任についての特約）

第9条 乙は、引き渡された売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（甲が知りながら乙に告げなかった事実によるものを除く。）であるときにおいても、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

（危険負担）

第10条 この契約締結後、売買物件の引渡しの日までにおいて、甲の責めに帰することのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、乙が負担するものとする。

（利用制限等）

第11条 乙は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸してはならない。

（物件上にある建物の解体）

第12条 乙は、本件土地の引渡し後から12箇月以内に、乙の負担により、本件土地及び東側の隣接地（京都市西京区榎原塚ノ本町1番74（以下「隣接地」という。））に跨り存する建物（以下「既存建物」という。）及び隣接地に存するその他一切の定着物を解体・撤去しなければならない。このとき、本件土地及び東側隣接地の定着物、既存建物の付属物その他一切の残置物について、甲は、所有権を主張せず、乙の負担により、乙がこれを処分することに異議を申し立てないものとする。

2 乙は、天災その他その責に帰することができない理由により前項の期限内に解体を完了する見込みがないときは、甲に対してその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。

3 本件土地の引渡し後、既存建物等の管理者が乙である旨、及び乙の連絡先を既存建物等において

公衆に見やすい方法で掲示するものとする。

- 4 既存建物の解体撤去の工事（以下「解体工事」という。）は、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる解体工事について、同法第3条第2項で解体工事業の許可を得た者が行わなければならない。この場合において、乙は、甲以外の解体工事業の許可を得た者に委託して行わせることができる。
- 5 乙は、解体工事の着手前に、その施工業者、施工内容及び施工期間等について書面により甲に報告し、確認を受けなければならない。
- 6 乙は、売買物件に隣接する者で希望する者に対し、近隣家屋調査（解体工事に際し、近隣の家屋に対して解体工事による新たな損傷などの発生の有無を確認することをいう。）を、乙以外の第三者の専門性を有する業者により工事の着手前及び完了後に行わなければならない。
- 7 乙は、解体工事について、十分な安全確保のうえ、関係法令を遵守するとともに、近隣家屋の迷惑とならないよう騒音対策、振動対策、粉じん対策及びアスベスト粉じん飛散防止等、十分な対策を講じ、隣接地権者の理解を得た上で行うものとする。建物解体撤去工事を中断するときも、同様とする。
- 8 乙は、解体工事に伴い、第三者からの苦情等があったときは、責任をもって解決し、また、第三者に損害を与えた場合は、その責任を負うものとする。
- 9 乙は、既存建物の解体を完了したときは、滅失登記を添えて、速やかに甲に報告し、甲が指定する職員による確認を受けなければならない。
- 10 乙は、第7条第1項に基づく所有権の移転を受けた日から建物の解体及び撤去が完了した日までの期間において、隣接地の貸付けを受けるため京都市公有財産規則第27条第1項に基づく貸付けの申込み及び京都市公有財産及び物品条例第2条第4項に基づく使用料の免除を申請するものとする。

（土地転得者への義務の継承）

第13条 乙は、売買物件の所有権を第三者に移転する場合は、前条に定める義務を当該第三者に履行させなければならない。

（実地調査等）

第14条 甲は、第11条から前条までに規定する乙の義務の履行状況を把握するため、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

- 2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の甲が指定する資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、正当な理由なく第1項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は前項に規定する報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）

第15条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

- (1) 前条第2項又は第3項に定める義務に違反したときは、金【売買代金の1割】円
 - (2) 第11条、第12条及び第13条に定める義務に違反したときは、金【売買代金の3割】円
- 2 前項の違約金は、第18条に定める損害賠償金の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第16条 甲は、乙がこの契約の条項に違反したときは、この契約を解除することができる。

(原状回復)

第17条 乙は、前条の規定によりこの契約が解除されたときは、甲が指定する期間内に自己の費用で売買物件を原状に回復して(契約締結後に乙が建築した建物、構造物等があるときは全て除去して)返還しなければならない。ただし、甲が原状回復の必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失し、又はき損しているときは、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項の場合において、乙が売買物件に投じた改良費等の費用があっても、これを甲に請求できない。

4 乙は、第1項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、売買物件の所有権移転登記及び滅失登記(契約締結後に乙が建築した建物、構造物等があるとき)に要する書類を甲に提出しなければならない。

5 前項に規定する登記に要する費用は、乙の負担とする。

(損害賠償)

第18条 第16条の規定によりこの契約が解除され、又は乙が前条に定める義務を履行しないため甲に損害が生じたときは、乙は、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(返還金)

第19条 甲は、第16条の規定によりこの契約を解除したときは、支払済みの売買代金を乙に返還するものとする。ただし、乙が第15条に規定する違約金又は前条に規定する損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金と対当額で相殺することができる。なお、甲が乙に対して相殺の意思表示を行う場合、甲は相殺の順序を指定することができるものとする。

2 前項の返還金には、利子は付さない。

(必要費等の補償)

第20条 乙は、第16条の規定によりこの契約が解除された場合において、売買物件に関し必要費、有益費その他の費用を支出した場合であっても、その補償を甲に請求することができない。

(契約の費用)

第21条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第22条 乙は、売買物件に係る法令等の規制を熟知のうえ、この契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第23条 この契約から生じる一切の紛争については、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第24条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市
京都市長 松井 孝治 

乙 住 所 ○○○○
氏 名 ○○○○ 

※ 売買代金の支払方法により、「市有財産売買契約書（案）」の第3条から第5条までを変更して使用します。

一般競争入札による売買契約書

(1) 売買代金を一括納入する場合

「市有財産売買契約書（案）」を、そのまま使用します。

(2) 契約保証金を納入する場合

「市有財産売買契約書（案）」を、次のとおり変更します。

(売買代金)

第3条 売買代金は、金【落札金額】円とする。

(契約保証金)

第4条 乙は、この契約の締結日と同日に、契約保証金として売買代金の100分の10以上（円未満切上げ）に相当する額を、甲が発行する納入通知書により、一括して甲に支払わなければならない。なお、契約保証金の支払いに関する手数料は乙の負担とする。

2 乙が納付した入札保証金は、契約保証金に充当する。

3 第1項の契約保証金は、第18条に定める損害賠償金の予定又はその一部と解釈しない。

4 第1項の契約保証金には、利子を付さない。

(売買代金の支払)

第5条 乙は、この契約の締結日から14開庁日以内に、第3条の売買代金から前条の契約保証金を差し引いた金額を、甲が発行する納入通知書により、一括して甲に支払わなければならない。なお、売買代金の支払いに関する手数料は乙の負担とする。

2 甲は、乙が前項の規定による支払を完了したときは、前条の契約保証金を第3条の売買代金に充当するものとする。

3 甲は、乙が売買代金を第1項に規定する期日までに甲に支払わないときは、何らの手続きを要せず、前条の契約保証金を甲に帰属させることができる。

先着申込順による売買契約書

(1) 売買代金を一括納入する場合

「市有財産売買契約書（案）」を、次のとおり変更します。

(売買代金)

第3条 売買代金は、金【各入札物件の予定価格】円とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、免除とする。

(売買代金の支払)

第5条 乙は、この契約の締結日と同日に、第3条の売買代金を、甲が発行する納入通知書により、一括して甲に支払わなければならない。なお、売買代金の支払いに関する手数料は乙の負担とする。

(2) 契約保証金を納入する場合

「市有財産売買契約書（案）」を、次のとおり変更します。

(売買代金)

第3条 売買代金は、金【各入札物件の予定価格】円とする。

(契約保証金)

第4条 乙は、この契約の締結日と同日に、契約保証金として売買代金の100分の10以上（円未満切上げ）に相当する額を、甲が発行する納入通知書により、甲に支払わなければならない。なお、契約保証金の支払いに関する手数料は乙の負担とする。

2 第1項の契約保証金は、第18条に定める損害賠償金の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には、利子を付さない。

(売買代金の支払い)

第5条 乙は、この契約の締結日から14開庁日以内に、第3条の売買代金から前条の契約保証金を差し引いた金額を、甲が発行する納入通知書により、一括して甲に支払わなければならない。なお、売買代金の支払いに関する手数料は乙の負担とする。

2 甲は、乙が前項の規定による支払を完了したときは、前条の契約保証金を第3条の売買代金に充当するものとする。

3 甲は、乙が売買代金を第1項に規定する期日までに甲に支払わないときは、何らの手続きを要せず、前条の契約保証金を甲に帰属させることができる。